

認証品を募集します 赤城の恵ブランドとしてPRを

園農政課 ☎027・898・5841

認証を希望する産品を募集。認証には条件がありますので、詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

認証を受けると、①各種イベントで試食や即売ができる ②認証品をPRするための展示会への参加費用や、PR用チラシ作成費用の補助



新認証品 ①まえばし麦豚カレー(甘口・辛口) ②干しだいこんにんにく醤油漬 ③Yamabuki(やまぶき) ④赤城山麓よりフレンチな風

制度が利用できる ③本市ホームページなどで認証品の情報を発信できるなどのメリットがあります。5月7日(火)から31日(金)までに事前相談をしてから申し込んでください。
対象 市内で生産・育成された農林水産物か、原材料に前橋産農林水産物を使用し、原則として本市で加工された加工品で、市内で流通・販売され、本市のイメージアップやPRにつながる個性・特長があるなど
申込書の配布 市役所農政課で。本市ホームページからダウンロードもできます
申し込み 6月17日(月)〜28日(金)に申込書に記入し、同課へ直接

軽自動車税の納税通知書を発送 納付期限は5月31日(金)です

園軽自動車税については市民税課
☎027・898・5842
自動車税については県前橋行政県税事務所
☎027・234・1800

軽自動車税の納税通知書を5月中旬に所有者(4月1日現在)に発送します。納付期限は5月31日(金)まで。記載事項に変更があるときは次の手続きをしてください。
●原付自転車(125cc以下)のバイク・小型特殊自動車のバイク
譲渡などで本人以外が使用するときは、市役所市民税課各支所で名義変更を。新旧所有者の記名・押印、車台番号の分かる物が必要。本市以外で使用(譲渡を含む)するときや車両を廃棄する場合は、市役所市民税課各支所に印鑑を持参し、ナンバープレート返納の手続きを。本市以外で使用する場合は転出先で新しいナンバープレートを取得してください。

●軽二輪・二輪の小型自動車・軽四輪の手続き先

軽二輪(125cc超250cc以下) 自動車整備振興会 ☎027・261・0221 (二輪小型自動車) 250cc超 (群馬運輸支局) ☎050・5540・2021 (軽三・四輪) 軽自動車検査協会 ☎050・3816・3109

●軽自動車税の障害者減免

障害者の移動のために、本人かその家族が所有・使用する軽自動車などは、申請すると軽自動車税が減免されることがあります。5月31日(金)までに市役所市民税課各支所税務課で納付前に手続きしてください。

クビアカツヤカミキリに注意 見つけた場合は連絡を

園 環境政策課 ☎027-898-6292

県東部地域で確認されているクビアカツヤカミキリ。幼虫がサクラやウメ、モモなどの木の内部を食い荒らす特定外来生物です。被害を受けた木は弱り、枯れてしまいます。本市ではまだ確認されていませんが、被害拡大を防ぐため、成虫やフラス(フンと木くずの混合物)を見つけた場合は速やかに捕殺し、環境政策課に連絡をしてください。



クビアカツヤカミキリ
体長は約2.5cmから4cm
木の周りにフラスを見つけたら注意

取り付けサポートしています 火災警報器を出張取り付け

園 予防課 ☎027-220-4507

消防局では県建築工事連絡協議会と協働し、高齢者や障害者世帯を対象に住宅用火災警報器の出張取り付けを実施しています。機器代(1カ所2,000円)のみの負担で、取り付けをサポートします。
対象=65歳以上か障害者(身体1級・2級、療育A、精神1級)のみの世帯、先着100世帯
申込書の配布=消防局予防課、各消防署・分署で。本市ホームページからダウンロードもできます
申し込み=申込書配布場所へ直接



納税通知書を7月に郵送します 国保税の軽減判定基準などが変わります

園 国民健康保険課
☎027・898・6250

地方税法施行令の改正に伴い、国保税軽減判定所得が上表のとおり変更。課税限度額は医療給付費分が61万円に引き上げられました。税率に変更はありません。また、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、65歳以上75歳未満の被扶養者が国保に加入した場合の均等割額と平等割額の減免期間は、国保資格を取得した月から2年後の月までの間に変更になりました。

なお、本年度分の国保税の納税通知書は7月中旬に郵送。口座振替を希望する人は6月28日(金)までに振替する金融機関や郵便局で手続きをしてください。納付は市役所収納課や金融機関、コンビニなどでできます。

軽減判定所得の見直し		
軽減割合	前年の所得が下記の金額以下の世帯	
改正前	7割軽減	33万円以下
	5割軽減	33万円+27万5,000円×被保険者数で算出した金額以下の世帯
	2割軽減	33万円+50万円×被保険者数で算出した金額以下の世帯
改正後	7割軽減	33万円以下(変更なし)
	5割軽減	33万円+28万円×被保険者数で算出した金額以下の世帯
	2割軽減	33万円+51万円×被保険者数で算出した金額以下の世帯